

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業

種類：高層建築物の新設(第1種行為)、住宅団地の新設(第3種行為)、
大規模建築物の新設(第2種行為)

2 指定開発行為実施者

名称：登戸駅前地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 井出 正文

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

3 公告日

令和6年4月12日(金)

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年4月12日(金) から5月13日(月) まで

(2) 縦覧場所及び時間

川崎市：多摩区役所(総合庁舎10階 総務課)・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)

土、日曜及び祝日を除く。

狛江市：狛江市役所環境部環境政策課

午前8時30分～午後5時15分。土、日曜及び祝日を除く。

※縦覧開始日(4月12日)は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：登戸駅前地区市街地再開発準備組合

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

電話：080-8725-6462(担当：準備組合事務局・村井)

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年4月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	登戸駅前地区市街地再開発準備組合 理事長 井出 正文
	名称	（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業
	種類	高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎市多摩区登戸90街区の一部（川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内）
	目的	共同住宅及び商業施設の新設
	内容	計画地面積 約5,950㎡ 建築物の高さ 約140m（塔屋等を含む最高高さ146m） 延べ面積 約63,500㎡（うち、住宅約44,000㎡）
	施行期間	令和7年4月（着工予定）～令和10年9月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年4月12日（金）～5月13日（月）
	縦覧場所及び時間	■川崎市 ・多摩区役所（総合庁舎10階総務課） ・環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土・日曜、祝日を除く。 ■狛江市 ・狛江市環境部環境政策課 午前8時30分～午後5時15分。土・日曜、祝日を除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日（4月12日）は、午前10時から行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	